

○金融庁告示第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十條の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一條の五十八及び第二百十一條の五十九の規定に基づき、少額短期保険業者の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相當する額の計算方法を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

（保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準）

第一条 保険業法（以下「法」という。）第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十條の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が二〇〇パーセント以上であることとする。

法第272条の28において準用する法第130条第1号に掲げる額

(1 / 2) × (法第272条の28において準用する法第130条第2号に掲げる額)

(資本、基金、準備金等の計算)

第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の五十八第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十九（ただし、少額短期保険業者（法第二条第十七項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十一項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

2 規則第二百十一条の五十八第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五（ただし、少額短期保険業者が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百）とする。

3 規則第二百十一条の五十八第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

- 一 少額短期保険業者である株式会社にあつては、契約者配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）
- 二 少額短期保険業者である相互会社にあつては、社員配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）
- 三 将来利益（有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものをいう。）として、契約者配当準備金繰入額又は社員配当準備金繰入額の直近の五事業年度の平均値に相当する額又は直近の事業年度の額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額
- 四 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として、次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である会社（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額がある社に限る。）にあつては、零とする。）

$$A \times t / (1 - t)$$

この算式において、A及びtはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 次に掲げる区分に応じて計算した額

イ 株式会社 貸借対照表の資本の部の利益剰余金の額から利益準備金、利益剰余金の処分として支出する額、利益準備金に積み立てる額及びこれに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。）

ロ 相互会社 貸借対照表の資本の部の剰余金の額から損失てん補準備金、剰余金の処分として支出する額（社員配当準備金に積み立てる額を含み、社員配当平衡積立金に積み立てる額を含まない。）、損失てん補準備金及び基金償却積立金に積み立てる額並びにこれに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合は、零とする。）

ト 繰延税金資産及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定するものをいう。）

五 その他資本、基金、準備金に準ずる性質を有するものとして、次に掲げるものの額の合計額

イ 負債性調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- ロ 期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）
- 4 前項第五号イ及びロに掲げるものの合計額については、規則第二百十一条の五十八第一項第一号から第三号までに掲げるものの合計額（以下「算入限度額」という。）を限度として算入できるものとする。
 - 5 第三項第五号ロに掲げるもの（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。
 - 6 第三項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である少額短期保険業者の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのとときに限り償還等を行うことができるもの

に限り、第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該少額短期保険業者が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本等の調達を行うとき

7 第三項第五号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である少額短期保険業者が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

（各リスクの計算）

第四条 規則第二百十一条の五十九第一号に規定する額（保険リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 一般保険リスク相当額として別表第一に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリス

ク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第二の算式により計算した額

二 巨大災害リスク相当額として別表第三に掲げる保険の種類ごとの地震災害リスク相当額を合計した額と、同表に掲げる保険の種類ごとの風水災害リスク相当額を合計した額のうちいずれか大きい額

2 規則第二百十一条の五十九第二号イに規定する額（価格変動等リスク相当額）は、別表第四の区分によるリスク対象資産の額（貸借対照表計上額とする。）にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。

3 規則第二百十一条の五十九第二号ロに規定する額（信用リスク相当額）は、別表第五の区分によりリスク対象資産の額（貸借対照表計上額とする。）にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。この場合において、同表に掲げるランクは別表第六の定義によるものとする。

4 規則第二百十一条の五十九第二号ハに規定する額（子会社等リスク相当額）は、別表第七の区分によりリスク対象資産の額（貸借対照表計上額とする。）にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。

5 規則第二百十一条の五十九第二号ニに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 再保険リスク相当額として別表第八に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額
- 二 再保険回収リスク相当額として別表第九に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

6 規則第二百十一条の五十九第三号に掲げる（経営管理リスク相当額）額は、同条第一号及び第二号に規定するリスク相当額の合計額に、別表第十に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

（リスクの合計額）

第五条 規則第二百十一条の五十九に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{リスクの合計額} = \left[(R_1)^2 + (R_2)^2 \right]^{1/2} + R_3 + R_4$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R_1 一般保険リスク相当額（前条第一項第一号に掲げる額をいう。）

R_2 資産運用リスク相当額（規則第二百十一条の五十九条第二号に掲げる額をいう。）

R ₄	R ₃
巨大災害リスク相当額（前条第一項第二号に掲げる額をいう。）	経営管理リスク相当額（規則第二百十一条の五十九条第三号に掲げる額をいう。）

別表第一

リスクの種類	リスク対象金額		リスク係数	
普通死亡リスク	危険保険金額		0.06%	
災害死亡リスク	災害死亡保険金額		0.006%	
災害入院リスク	災害入院日額総額×予定平均給付日数		0.3%	
疾病入院リスク	疾病入院日額総額×予定平均給付日数		0.75%	
その他の第一・第三分野リスク	異常危険準備金積立限度額		100%	
	保険料基準	保険金基準	保険料基準	保険金基準
火災リスク	正味既経過保険料	正味発生保険金	12%	33%
その他の第二分野リスク			17%	34%

備考

- ・ リスク対象金額は、出再額を控除した額とする。
- ・ 正味発生保険金は巨大災害に係る額を除くこととし、直近の三事業年度の平均値を使用することとする。
- ・ 火災リスク及びその他の第二分野リスクについては、保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第二

$$\{(A+B+C+D+F)^2+E^2+G^2\}^{1/2}$$

A 普通死亡リスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 災害入院リスク相当額

D 疾病入院リスク相当額

E 火災リスク相当額

F その他の第一・第三分野リスク（法第三条第四項第一号及び第二号又は同条第五項第二号に掲げる保険で、AからEまで及びGのリスクを除く。）相当額

G その他の第二分野リスク（法第三条第五項第一号に掲げる保険で、AからFまでのリスクを除く。）相当額

別表第三

保険の種類	地震災害リスク相当額		風水災害リスク相当額	
		推定正味支払保険金の算出方法		推定正味支払保険金の算出方法
火災保険	関東大震災が再来したとき	地震災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち被害が想定	昭和34年の台風第15号(伊勢湾台風)に相当する規模の台風が再	風水災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち被害が想定
その他の第二分野保険				

	の推定 正味支 払保険 金	される地域に存在 するものの正味保 険金額、被災率等に 基づいて算出する。	来したときの推 定正味支払保険 金	される地域に存在 するものの正味保 険金額、被災率等に 基づいて算出する。
--	------------------------	--	-------------------------	--

別表第四

リ ス ク 対 象 資 産	リ ス ク 係 数
国債及び第二百十一条の二十二各号に掲げる資産	1%
不動産	5%

備考

- ・ 第二百十一条の二十二各号に掲げる資産のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。

別表第五

リ ス ク 対 象 資 産	リ ス ク 係 数	
債 券 預 貯 金	ラ ン ク 1	0%
	ラ ン ク 2	1%
	ラ ン ク 3	4%
	ラ ン ク 4	30%

備考

- ・ 債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

別表第六

	発 行 体 等
ラ ン ク 1	(a) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 (b) OECD諸国の中央政府及び中央銀行 (c) 我が国の政府関係機関・地方公共団体及び公企業 (d) (a)～(c)に掲げる者の保証するもの
ラ ン ク 2	(a) ランク1の(a)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関 (b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 (c) 我が国及び外国の金融機関 (d) BBB格相当以上の格付を有する者 (e) (a)～(d)に掲げる者の保証するもの
ラ ン ク 3	ランク1、2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先が発行体 等のもの
ラ ン ク 4	破綻先債権 延滞債権 3か月以上延滞債権 貸付条件緩和債権

別表第七

法 人 の 分 類		リ ス ク 対 象 資 産 の 区 分	リ ス ク 係 数
子 会 社	国 内 会 社	株 式	10%
		貸 付 金	1.0%

	海外法人	株式	15%
		貸付金	6%
国内会社及び海外法人にかかわらず別表第六のランク4に該当する子会社		株式	100%
		貸付金	30%

備考

- ・ 子会社とは、法第二条第十二項に規定する会社をいう。
- ・ 貸付金には、支払承諾見返を含む。
- ・ 海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うものとする。

別表第八

リスク対象金額	リスク係数
規則第二百十一条の五十一において準用する規則第七十一条第一項に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第二百十一条の五十一において準用する規則第七十三条第三項において準用する規則第七十一条第一項に基づいて積み立てないこととした支払備金	1%

備考

- ・ 保険の種類ごとに出再割合が50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を2%とする。

別表第九

リスク対象金額	リスク係数
再保険貸（外国再保険貸を含む。）	1%

別表第十

対象少額短期保険業者の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している少額短期保険業者	3%
上記以外の少額短期保険業者	2%